

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター加入申込書

下記のとおり、公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターに加入を申し込みます。

年 月 日提出

事業所名 (氏名)	フリガナ	所在地 (住所)	〒 川越市		
代表者名	⑩	電話番号	()		連絡担当者名
		FAX番号	()		
業種	1.建設業 2.製造業 3.運輸通信業 4.卸売業 5.小売業 6.飲食業 7.不動産業 8.サービス業 9.その他 10.個人会員				

	加入者名	住所	性別	生年月日	入社年月日	就労形態	会員番号
1	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
2	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
3	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
4	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
5	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
6	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
7	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	
8	フリガナ	〒	男・女	昭和・平成・西暦 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日	正社員 ・ パート	

事業所番号						お願い：会費の口座振替依頼書を併せてご提出ください。	入会年月日	年 月 日
-------	--	--	--	--	--	----------------------------	-------	-------

この用紙に記載された内容は、当センターの業務以外には使用しません。

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター会員に関する規程

(目的)	(資格の発生)	(資格の取り消し)
第1条 この規程は、公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター定款第43条の規定に基づき、公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	第7条 会員の資格は、第5条第1項の規定による入会手続を完了した日から発生する。	第16条 理事長は、会員が次の各号の一に掲げる事実が認められるときは、事業の利用を停止し、第1号を除き理事会の議決により会員の資格を取消することができる。第1号については理事長が決定するものとする。 (1) 会費を6箇月以上滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき (2) センターの事業を妨げる行為をしたとき (3) 偽りその他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき、又は受けたとき (4) センターの定款及び規則、若しくは事業方法書の規定に違反したとき、又はセンターの信用を失わせしめるような行為をしたとき
(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業等 常時勤務する従業員の数が300人以下1人以上の事業所、又は従業員の福利厚生充実を目指す事業所をいう (2) 会員 第3条の規定に基づく資格を有し、かつ、第5条の規定に基づく理事長の承認を得た者をいう (3) 勤労者等 イ 川越市内に居住、又は勤務する勤労者及び事業主 ロ 川越市内に居住し、過去に勤労者であった者 (入会の資格)	第8条 会員となった後、入会時に届けた事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。 (入会金) 第9条 入会金の額は、会員1人につき500円とする。ただし、セレクト会員は、第7条第2項に規定する資格消滅前に、次の回会費を納入した場合、入会金を要しない。 2 既納の入会金は、返還しない。 3 入会金は、理事長が特に認めた場合免除することができる。 (会費) 第10条 正会員の会費は、会員1人につき月額500円とする。 2 正会員の会費の納入は、入会日に属する月から退会日の属する月までとする。 3 セレクト会員の会費は、会員1人につき年額2,000円とする。 4 セレクト会員の会費は、4月1日から翌年の3月31日までの会費とする。また、加入期間が1年に満たない場合でも、会費の日割り計算はしない。 (会費の納入方法) 第11条 正会員の会費は、3箇月に1回先払いするものとし、預金口座振替依頼書を理事長に提出し、4月、7月、10月及び翌年1月のそれぞれ20日に会員の指定預金口座から自動振替により納入するものとする。ただし、これらの日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。 2 前項において、事業所加入会員においては、その事業主が一括して会費を納入するものとし、その納入額は、振替月の1日現在の会員数に1人当たりの会費を乗じて得た額とする。 3 第5条の規定に基づく入会手続時に納入する会費は、前2項の規定に基づく次の回の振替月の前月分までとする。 4 前3項の規定に基づく会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。 5 セレクト会員の会費は、第5条の規定に基づく入会手続時に直接センターへ納入するか、センター指定の預金口座へ納入するものとする。 (入会金及び会費の使途) 第12条 第9条の入会金及び第10条の会費の毎事業年度における合計額について、予め理事会で定める一定割合を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。 (退会届) 第13条 次の各号の一に該当する者は、会員証を添えて、退会届を理事長に提出しなければならない。 (1) 第3条の規定に基づく入会の資格を失った者 (2) 前号以外の理由により退会する者 (資格の喪失) 第14条 前条の規定に基づく退会届により、会員の資格を喪失する日は退会届を提出し、受理された日とする。 (会費の返還) 第15条 正会員の会費は、第13条の規定に基づき正会員会費を納入した後に退会したときは、退会届の受理された日の属する月の翌月以降の正会員会費を返還する。 2 前項の規定による正会員会費の返還は、原則として、次期の振替月の還付金による調整方法とする。 3 既納のセレクト会員の会費は、返還しない。	2 前項第1号を除く前項各号の規定により会員の資格を取消す場合は、理事会において議決する前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員の所在が不明である等、止むを得ない理由により連絡することができない場合は、この限りでない。 3 前項ただし書きの規定を適用した場合を除き、理事会において資格を取消すことを決議したときは、当該会員に理由を付した文書で通知しなければならない。 4 資格の取消しによる会員資格の喪失する日は、第1項第1号を除き理事会の議決のあった日とする。第1号については会費の納入があった最後の月の末日とする。 (会員の優先) 第17条 センターの事業において理事長は、会員及びその家族（配偶者、子及び父母）に対して、利用補助又は参加費の優遇で優先的取扱いをすることができる。 2 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。 3 利用補助額及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。 (規程の変更) 第18条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。 (委任) 第19条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
第3条 正会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 市内の事業所に勤務する中小企業勤労者及びその事業主 (2) 市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者 (3) その他理事長が特に必要と認めた者 2 前項に定める者のほか、次に掲げる者は、事業主の判断により正会員になることができる。 (1) 期間を定めて雇用されている者 (2) 臨時又は季節的に短期雇用されている者 (3) パートタイマー 3 セレクト会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 市内の事業所に勤務する勤労者及び事業主 (2) 市内に居住し、市外の事業所に勤務する勤労者 (3) 市内に居住し、過去に勤労者であった者 (4) その他理事長が特に必要と認めた者 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができる。 (1) 第16条の規定に基づき除名された者 (2) その他理事長が適切でないと認めた者 (入会基準)	第4条 センターの入会基準は、原則として次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項第1号に該当する者の入会は、事業所を単位とする (2) 前条第1項第2号、第3項第2号、又は第3号に該当する者の入会は、個人を単位とする (3) 前条第3項第1号に該当する者の入会は、事業所又は個人を単位とする (入会申込と会員証の交付)	附 則 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 2 センターの設立登記の前日までに、財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターに加入していた会員は、第5条に規定する入会手続を完了したものとみなす。 3 前項の会員の加入期間は、財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターに加入していた期間を含めるものとする。
第5条 センターに入会しようとする者は、理事長に所定の加入申込書を提出し、入会の承認を得た後、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。 2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。 (会員証の再交付)	第6条 会員は、前条第2項の規定により交付された会員証を紛失し、又は毀損したときは、所定の手続きにより、理事長に再交付の申請をするものとする。 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに会員証を再交付するものとする。	